

## 平成29年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」 実施要領

平成29年4月26日  
(公社) 全日本トラック協会

### 1. 目的

我が国の交通事故の発生件数等の現状を見ると、依然として改善が求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっている。

このような状況に鑑み、国土交通省を中心とした「不正改造車を排除する運動」が展開されるが、トラック運送業界としても、トラックを対象を絞り、全国的に不正改造車を排除するために、各都道府県トラック協会の協力を得て、積極的な運動を展開する。

### 2. 実施期間

「不正改造車排除運動」は年間を通じた運動とするが、平成29年6月1日（木）から6月30日（金）までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」とし、特に重点において運動を実施する。

### 3. 重点とする不正改造項目

- (1) 前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (4) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (5) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (6) 騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (7) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (8) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (9) 不正な二次架装
- (10) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (11) ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
- (12) 不正軽油燃料の使用



# 危険な不正改造車は 重大な犯罪です!

6月1日～6月30日  
「不正改造車排除」強化月間

灯光の色が不適切な  
回転灯等の取付け

音が自動的に継続する  
警告器の取付け

前面ガラスへの  
装飾板等の装着

巻込防止装置の取外し

窓ガラスへの  
着色フィルム等の貼付

安全確認用窓を物などで  
塞いで見えなくすること

- ・速度抑制装置（スピードリミッター）の解除及び取外し
- ・燃料噴射ポンプの封印の取外し
- ・不正軽油燃料の使用

さし枠の取付け

タイヤ及びホイール（回転部分）  
の車体外へのはみ出し

## 不正改造車の行政処分基準

初回違反 20日 × 違反車両数  
再違反 40日 × 違反車両数

ほかにも道路運送車両法、道路交通法による罰則がかけられます。

燃料タンクの不正な  
増設等の二次架装

マフラーの切断・取外し及び  
基準不適合マフラーの装着

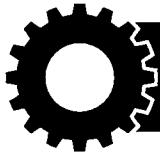
突入防止装置の切断  
及び取外し



公益社団法人  
全日本トラック協会  
<http://www.jta.or.jp>

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



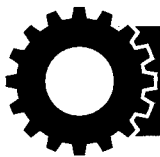


## 不正改造車の行政処分基準

### ●不正改造車の行政処分基準

不正改造車に対する行政処分基準は下表のとおりであり、処分日車数は違反車両数に比例して加重される厳しいものとなっています。

初回違反	再違反
20日×違反車両数	40日×違反車両数



## 不正改造車の排除に係る関係法令

### ●点検整備の義務（道路運送車両法第47条、第47条の2、第48条、貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条）

自動車の使用者は、自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならないこととなっており、そのためにも「日常点検整備」、「定期点検整備」、「その他使用状況・車種に応じた点検整備」の実施が必要です。

### ●不正改造等の禁止（道路運送車両法第99条の2、第108条）

何人も、保安基準に適合しなくなるような自動車の改造、装置の取付け、取り外し等（不正改造行為）を行ってはなりません。これに違反した場合は、**6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金**が科せられます。

### ●不正改造車に対する整備命令（道路運送車両法第54条の2、第109条）

地方運輸局長は、不正改造車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うことを命ずることができます。整備命令を発令された使用者は、15日以内に必要な整備を行い、当該自動車を地方運輸局長に提示しなければなりません。整備命令違反及び現車提示違反については、**50万円以下の罰金**が科せられます。

### ●整備不良車両の運転の禁止（道路交通法第62条、第119条）

道路交通法においても、保安基準に適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両（整備不良車両）の運転を禁止しています。これに違反して運転させ、又は運転した者は、**3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金**が科せられます。